

国民年金保険料は、税の申告で控除の対象となります

☎ 大牟田年金事務所 (Tel.52-5294)

国民年金保険料は、所得税・住民税の社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。対象となるのは、令和2年中に納められた保険料の全額です。
(令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象となります)

▼ 証明書は11月に送付されます
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に発送されます。紛失しないよう保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

▼ 10月以降に初めて納付した人には、令和3年2月に送付されます
年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に今年初めて保険料を納付した人には、同様の証明書が来年2月に送付されます。
※ 家族の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送付された控除証明書を添付のうえ、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する相談は、次のダイヤルでもお受けしています。

■ **ねんきん加入者ダイヤル**
(Tel.0570-003004)

※ 050から始まる番号の電話機からかける場合は、03-6630-2525にかけてください。

■ **受付日時**

▽ 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
▽ 第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※ 祝日(第2土曜日は受け付けます)、年末年始を除く。

見すごすな 子どもたちの SOS 11月は「児童虐待防止推進月間」です

☎ 子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel.64-1520)、家庭児童相談室 (Tel.64-1566)

虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りに助けを求めています。自分の立場や保護者との関係を考えるあまり、子どもからのサインを見すごしたり、目をつぶるようなことは決してあってはなりません。

児童虐待とは

心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	身体的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など	乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力をふるうことなどを放置する など	性的行為の強要、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

子どもを虐待から守るために
「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを救うための行動を起こすことが重要です。

「あなた」から児童相談所や市町村等への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります(連絡内容の秘密は守られます)。被害を受けている子どもや虐待してしまふ保護者からの相談も受け付けています。

体罰によらない子育てを
広げましょう

たとえ「しつけ」のためだと思っても、体に苦痛や不快感を意図的に与えることは、どんなに軽いものでも体罰です。子どもへの体罰は、法律で禁止されています。

体罰を行うことは、「落ち着かない」「集中できない」「がまんできない」「集団行動ができない」などの問題行動を生じる可能性が高くなるなど、子どもの成長や発達に悪影響をおよぼします。

■ **児童相談所**
全国共通3桁ダイヤル
いちばやく
189

■ **大牟田児童相談所**
(Tel.54-2344)

年に一度は健康診査を受けましょう

☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合 (Tel.092-651-3111、Fax.092-651-3901)

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査を実施しています。生活習慣病で治療中の人も健康診査を受けることができます。

まだ受診していない人は、医療機関に事前に電話で相談のうえ、受診してください。実施医療機関が分からない場合は、問い合わせください。

■ **受診期限**

令和3年3月31日(水)

■ **受診に必要なもの**

① 後期高齢者医療被保険者証(保険証)

② 受診票

③ 自己負担金500円

※ 受診票は、令和2年4月末現在の被保険者の人には4月下旬～5月上旬に送付しています。また、令和2年5月以降に75歳になった人には、誕生月の10日頃に送付しています。受診票が見あたらない場合は再発行をしますので、問い合わせください。
※ 今年度75歳になる人は、75歳の誕生日以降に受診してください。

■ **問い合わせ先**

福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター

(Tel.092-651-3111)

(Fax.092-651-3901)

Tel.12-0044

福岡市博多区千代四丁目1番27号

(福岡県自治会館5階)

http://www.fukuoka-kouki.jp/kenkosinsa.php



農業振興地域整備計画変更(除外・編入・用途区分の変更)申出について

☎ 農林水産課 農政係 (Tel.64-1522)

農地を住宅や店舗など農地以外に転用するとき、その土地が農振農用地区域である場合、農地転用許可申請の前に農用地区域から「除外」する手続きが必要です。

また、農地を新しく農振農用地区域に入れたい場合は農用地区域への「編入」手続き、農振農用地区域を農業用施設(農業用倉庫・畜舎・堆肥舎など)にするなど、農業上の用途を変更したい場合は「用途区分の変更」手続きが必要となります。

この変更を希望する人の申し出を受け付けます。

■ **受付期間**

11月16日(月)～12月15日(火)

■ **受付場所**

農林水産課 農政係

※ 山川支所、高田支所での受け付けはできません。

※ 計画変更は法律に基づく要件があり、要件を満たさないときは変更できません。また、除外・編入の決定には、受付期間終了後から10カ月程度、用途区分の変更決定には6カ月程度の期間を要します。